

# 第2期 栄区地域福祉保健計画

「さかえ・つながるプラン」



平成22年3月



栄区役所



社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会

## 「第2期 栄区地域福祉保健計画」の策定にあたって

「地域福祉保健計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地域の生活課題の解決に向け、地域・行政・事業者等が協働して取り組むための指針として策定するものです。

栄区では、平成17年に策定した第1期計画を踏まえ、区役所と区社会福祉協議会が連携し、連合町内会、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、福祉保健活動団体、学識経験者、関係機関の方たちと検討を重ね、区民皆さんのご意見を踏まえて、「第2期 栄区地域福祉保健計画」の策定を進めてまいりました。



この計画の策定にあたっては、栄区地域福祉保健推進会議及び推進部会においてご検討をいただいた委員の方々、地区別計画の策定に参加していただいた皆さん、計画の素案に対してさまざまなご意見をお寄せいただいた皆さんに、改めてお礼申し上げます。

さて、栄区は、横浜市の平均を上回るスピードで急速に高齢化が進むとともに、将来、人口減少が予想されるなど、福祉・保健をめぐる環境は今後も大きく変化することが見込まれます。また、横浜市の財政状況は危機的な状況にあり、中期的にみても大変厳しいと思われまます。

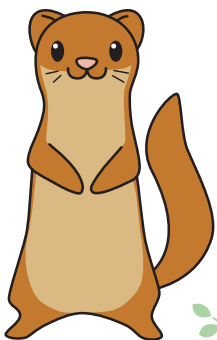
こうした中で、地域の多種・多様化する生活課題に対応し、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちをつくるためには、地域における「つながり」や「支えあい」が大切になってきております。そのため、市役所や区役所、社会福祉協議会の施策や事業だけではなく、地域に住む皆さんや活動している方々と一緒になって考え、取り組んでいく必要があります。また、今回の計画策定における検討の中でも、栄区では地域や各種団体による多様な活動が行われており、すでに行われている活動や人を「つなげる」ことが、地域課題の解決や福祉保健活動の一層の充実に必要との共通認識が生まれています。

栄区では「第2期 栄区地域福祉保健計画」とともに、平成22年2月に「栄区まちづくり行動計画」を策定しており、栄区が活力と活気に満ちた元気なまちであり続けるために、今、行動を起こさなければならないことをまとめています。大切なことは、両計画ともに計画で終わらせることなく、課題解決に向けて実際に行動することと考えており、区役所としても、今回掲げた取り組みを着実に進めてまいります。

最後になりますが、この計画を推進する主人公は、地域活動を担っていただいている方や今後活動に参加をしてみたい方など、区民の皆さん一人ひとりです。栄区のまちづくりや福祉・保健の推進・充実に向けて、区民の皆さんの積極的な参画をお願いいたします。

平成22年3月

栄区長 光 田 清 隆



## 「第2期 栄区地域福祉保健計画」の推進のために

栄区は、比較的緑や自然環境に恵まれたまちで、そこに住む区民の皆さんは、住みなれた地域での生活を大切に、地域活動や福祉保健活動、生涯学習活動に熱心に取り組まれております。

しかし、近年は、少子高齢化が進行するとともに経済不安が拡大し、地域社会は、これからも大きく変容していくことが予想されます。こうした状況の中で、平成21年度に「第1期栄区地域福祉計画」の見直しが行われ、区役所の計画や区社会福祉協議会の活動計画を一体化した、「第2期 栄区地域福祉保健計画（取組期間：平成22年度から27年度の6年間）」が策定されました。この計画策定の過程では、連合町内会エリア単位で開催した地区分科会等を通して、地域の多くの方々のご参画や活発なご議論をいただき、福祉保健分野をはじめとした、さまざまな生活課題が明らかになりました。

高齢化が急速に進みつつある地域では、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域での仕組みづくりが、また災害時における要援護者避難支援の取組の全区的展開、こどもを安心して育てられる支援策や青少年が社会性を育む場の整備など、地域コミュニティ醸成に向けた取組の必要性があげられました。とりわけ、栄区では地域のボランティア活動が盛んに行われている一方で、活動の担い手が不足しており、活動への参加や人とのつながりを広げる中で担い手を発掘・育成する必要性が各地区共通の課題として取り上げられました。

これらの課題は区役所や区社会福祉協議会だけで解決できるものではありません。地域それぞれの特性や資源を活かして、地域に住む私たちが主体となり、自治会・町内会や地区社会福祉協議会が連携しながら、活動団体、事業者、ボランティア等と協働して取組を進めることが大切です。

第2期計画では、第1期計画の基本理念「あなたもわたしもみんなが主役のまちづくり」を継承し、私たち区民一人ひとりが、地域福祉の担い手であり、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようなまちをつくっていくことを改めて確認しました。身近な地域で、いろいろな人や地域団体、活動団体、関係機関等、この計画の実施主体がそれぞれの役割を果たし、協働しながら地域課題を解決し、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりの指針としてこの計画をご活用いただければ幸いです。



平成22年3月

栄区地域福祉保健推進会議 会長

社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会 会長

野村政晴



# ● 目次

<b>第1章 「第2期 栄区地域福祉保健計画」の策定にあたって……</b>	<b>2</b>
1 計画策定の基本的な考え方……………	2
2 計画の策定プロセス……………	5
<b>第2章 区全体計画……………</b>	<b>6</b>
【基本方針1 担い手の発掘・育成】……………	7
【基本方針2 情報の受発信】……………	9
【基本方針3 健康・生きがいづくり】……………	11
【基本方針4 交流の場づくり】……………	13
【基本方針5 生活環境の向上】……………	15
【基本方針6 高齢者・障害者等支援】……………	17
【基本方針7 次世代育成・支援】……………	19
<b>第3章 地区別計画……………</b>	<b>21</b>
【豊田地区 地域福祉保健計画】……………	23
【笠間地区 地域福祉保健計画】……………	27
【小菅ヶ谷地区 地域福祉保健計画】……………	31
【本郷中央地区 地域福祉保健計画】……………	35
【本郷第三地区 地域福祉保健計画】……………	39
【上郷西地区 地域福祉保健計画】……………	43
【上郷東地区 地域福祉保健計画】……………	47
■(参考資料1)栄区の地域福祉を取りまく状況……………	51
■(参考資料2)中学生アンケートの結果……………	57
■(参考資料3)分野別計画との関係 栄区各計画との関係……………	59
■(参考資料4)用語解説集……………	61
■「栄区地域福祉保健推進会議 委員名簿」「推進部会 名簿」……………	63

# 第1章 「第2期 栄区地域福祉保健計画」の策定にあたって

## 1. 計画策定の基本的な考え方

### (1) 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民（区民）・事業者・行政が協働で取り組む計画です。（社会福祉法第107条）

市全体の計画である横浜市地域福祉保健計画は、平成21年度から25年度までの5年間で計画期間として、平成21年3月に第2期計画が策定されました。

栄区では、区役所と区社会福祉協議会（区社協）が連携し、**連合町内会、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、福祉保健活動団体、学識関係者及び関係機関の人たちと検討を重ね、平成22年度から27年度までの6年間で取組を進めていく「第2期 栄区地域福祉保健計画」を策定しました。**



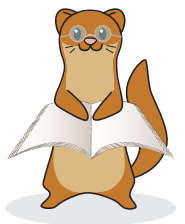
「第2期 栄区地域福祉保健計画」は、それぞれの楽器が持ち味を發揮し、力を合わせて音楽を奏でるオーケストラのように、地域で様々な活動をされている方や、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等がそれぞれの持ち味を發揮し、力を合わせて誰もが安心して暮らせるまちをつくっていただけるように策定されました。様々な活動をつないでいながら、みんなで地域の課題に取り組めます。



地域福祉保健計画は  
どうして必要なの？

急速な少子・高齢化や隣近所との関係が希薄化し、地域で暮らしている高齢者・子ども・障害のある人の福祉・保健に関する課題は多種多様化しており、公的な福祉サービスだけでは必ずしも解決できないこともあります。

地域における「つながり」や「支えあい」が重要になってきており、地域に住む方や活動されている方と一緒に考えて、取り組んでいくために計画づくりが必要とされています。



### 「市計画」・「区全体計画」・「地区別計画」の概念図

#### 【横浜市地域福祉保健計画】

- ・ 基本理念と方向性の提示
- ・ 市域で行う必要がある取組や区域での取組の支援策



#### 【栄区地域福祉保健計画】

- ・ 区域全体の共通課題
- ・ 地域の支えあいだけでは解決できない課題に対する区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等の取組

※ 区役所の「栄区地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会の「栄区地域福祉活動計画」を一体化して、策定しています。  
【詳細は4ページを参照】

#### 【地区別計画】

- ・ 地域ごとの特性や生活課題に細かく対応するために、地域が主体的に取り組む計画
- ・ 日常的な地域の支えあい、顔の見える関係の構築などにかかわる取組

地域で様々な活動をされている方や、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が一緒に策定

## (2) 前計画の策定・振り返り

### ア 「第1期 栄区地域福祉計画（区役所）」の策定・振り返り

- (ア) 第1期計画は、平成17年度から21年度を計画期間としていました。
- (イ) 福祉保健活動団体、学識経験者、関係機関、地域の活動者からなる栄区地域福祉計画策定委員会(委員:20人)・検討部会(部会委員:17人)を設置し、平成15年8月から、策定委員会を5回、検討部会を6回開催し、検討を行いました。素案の公表・意見募集を経て、平成17年3月に、基本理念・3つの目標・7つの基本方針からなる「栄区地域福祉計画」を確定・公表しました。  
また、連合町内会エリアを単位とした地区分科会を開催し、平成16年9月に、第1期計画への提案や提言を集めた「地区分科会報告集」を発刊しました。
- (ウ) 平成17年度には、栄区地域福祉保健推進会議・推進部会を設置し、「栄区地域福祉計画推進状況報告書」を作成しました。
- (エ) 平成18年度には、栄区地域福祉保健推進会議・推進部会にワーキンググループを立ち上げ、地域活動について取材を行い、「みんなが主役のまちづくりレポート(平成18年度栄区地域福祉計画推進状況報告書)」を作成しました。
- (オ) 平成20年度には、第2期計画の策定に向けて、“役割分担が不明確である”・“地区別の推進状況がわかりづらい”・“区社協の「地域福祉活動計画」との関係がわかりづらい”等の課題を踏まえ、“役割分担の明確化”・“地区別計画の策定”・“「栄区地域福祉活動計画」との一体化”等の策定方針を栄区地域福祉保健推進会議で確認しました。

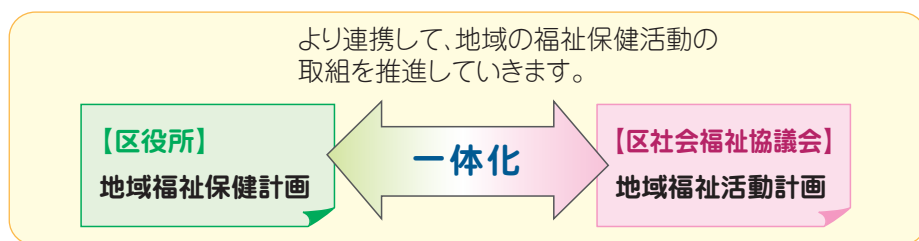
### イ 「栄区地域福祉活動計画 第3次実施計画（区社協）」の策定・振り返り

- (ア) 区社協は、栄区において様々な団体が地域福祉活動を推進していくにあたっての基本的な考え方を「栄区地域福祉活動計画」として、平成8年4月に策定しました。この計画は、地域福祉活動を推進するための民間分野での中・長期計画で、10年間の第1次基本計画と、その前期5年間(平成8年度から12年度)の第1次実施計画から構成されていました。第1次計画実施中には、社会福祉法の改正、特定非営利活動促進法(NPO法)の成立、公的介護保険の導入に伴う措置から契約への転換などの大きな社会変化がありました。
- (イ) 第1次実施計画の終了に伴い、第1次実施計画の評価・見直しや、計画実施中の変化を踏まえ、地域における新たな福祉課題解決のために後期5年間(平成13年度から17年度)の第2次実施計画を立案しました。
- (ウ) 10年間の地域福祉活動計画の実績と成果を生かし、さらに社会福祉法の施行に伴って平成16年に策定された「栄区地域福祉計画」を踏まえて、平成18年度から22年度までの区社協の事業および地域の福祉団体の活動指針として、第3次実施計画(通称:さかエールプラン)を策定しました。
- (エ) 現在、第3次実施計画については4年目を進行中ですが、「栄区地域福祉計画」との一体化を目指すために、終了年度を1年繰り上げて、「第2期 栄区地域福祉保健計画」としてつなげていくことを、平成21年3月に組織決定しました。
- (オ) 一体化にあたり、区社協では会員団体へのアンケートから抽出された各団体における取組の成果や課題、新しい計画への意見等を区社協企画委員会を中心に検討し、栄区地域福祉保健推進会議・推進部会に提案しました。

### (3) 今回の計画の特徴

第1期計画の課題を踏まえ、「第2期 栄区地域福祉保健計画」の特徴は、次の①から④のとおりです。

- ① 区役所の「栄区地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会の「栄区地域福祉活動計画」を一体化し、関係機関が連携・協働して地域の福祉保健活動を推進します。

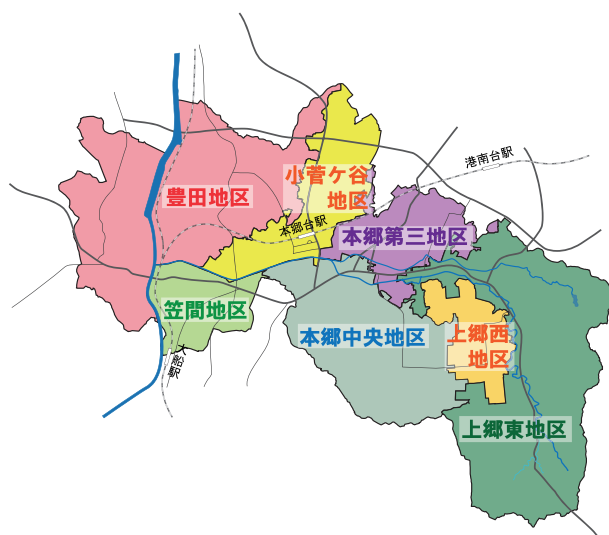


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
区役所	第1期 地域福祉計画					第2期 地域福祉保健計画 (一体的に推進)					
区社会福祉協議会	第2次活動計画	第3次活動計画 「さかエールプラン」				第2期 地域福祉保健計画 (一体的に推進)					

- ② 第1期計画の名称は、「栄区地域福祉計画」でしたが、第2期計画からは「健康づくり」や「予防」をテーマとした保健分野の取組を重要な柱の一つとして、福祉・保健の両分野を一体的に取り組みことから、名称を「栄区地域福祉保健計画」としています。
- ③ 区全体計画においては、第1期計画の基本理念・目標・基本方針を概ね継承しています。計画では、区域における課題について再検討するとともに、行動計画を見直し、より具体的に役割分担等を明らかにすることにより、取組内容が分かりやすくなるよう第2期計画を策定しました。

※ 基本理念・目標・基本方針については、6ページを参照願います。

- ④ 地域ごとの特性や課題に対応し、地域が主体的に取り組むために、連合町内会エリアを単位とした7つの地区別計画を、地域の福祉保健に関わる活動を行っている人たちと策定しました。



### (4) 第2期計画の推進・評価体制について

ア 区全体計画は、栄区地域福祉保健推進会議を推進母体として、計画の推進・評価を実施していきます。

イ 地区別計画は、支えあい連絡会・(見守り)ネットワーク、連合町内会、地区社会福祉協議会、計画策定に参画した各種団体などを中心に、推進・評価を実施していきます。区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザは、各地域での取組が円滑に実施できるように「地区支援チーム」を設置し、支援していきます。

## 2. 計画の策定プロセス

